

健全な男女共同参画社会をめざす会

正しい男女平等とは

[トップ](#) [入会のご案内](#) [会報](#) [活動内容](#) [リンク集](#) [お問い合わせ](#)

[会報一覧に戻る](#)

なでしこ通信 10号

なでしこ通信 目次

第10号 ○第2次男女共同参画基本計画の修正点をどう捉えるか



○子供の人格形成に対する家庭教育の重要性
元東京女子大学教授 林道義

○上野千鶴子氏の松山での暴言

○地元紙・愛媛経済レポートの報道より

健全な男女共同参画社会をめざす会 H18・4・10

なでしこ通信 第10号

*** 第2次男女共同参画基本計画の 修正点をどう捉えるか ***

政府の新たな5カ年計画である第2次男女共同参画計画が昨年末に閣議決定されました。平成11年に制定された「男女共同参画基本法」の第2章第13条で『「政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という）を定めら

れなければならない。』とされています。

平成17年度末までの旧計画と今回決定になった新計画はどのような点が

異なるのでしょうか。

■ジェンダー暴走への縛り■

猪口邦子担当相と自民党の「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム（以下、PT）の間で激しいやりとりがあったのはご存知と思います。「ジェンダー」ということばをなくしたいPTに対し、猪口大臣の発言「ジェンダーを無理に削れば、手痛いしっぺ返しにあいますよ」が注目を浴びました。「ジェンダー」は「セックス」の生物学的性差と区別して「社会的性差」を意味します。男女共同参画社会基本法の立役者ともいわれる大澤真理氏はジェンダーを「タテ型の階層性そのもの」とし、「ジェンダーからの解放（ジェンダーフリー）を志向する男女共同参画社会の理念を打ち出した」と吹聴してきました。こうした過激なジェンダー論に基づいて、あらゆる男女の区別を差別とみなし、「男らしさ・女らしさ」を否定するジェンダーフリーの風潮が社会にはびこることになりました。

しかし新計画では「『ジェンダーフリー』という用語を使用して、性差を否定

したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦の事例は極めて非常識である。

また、公共の施設におけるトイレの男女別表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない」と具体例を挙げて「ジェンダーの視点」の「恣意的運用・解釈」について明示しています。ちなみに上記に具体例として書かれていませんが実際に体育の授業で取り入れられている「人間イス」（子どもたちが中腰になって互いに膝の上にお尻を乗せ合って輪をつくる）や「体ほぐし」（男女が体をつけて寝る動作が含まれる）等々は新計画の考え方からすれば当然許されないでしょう。



■「女性の人権」から「母性」重視へ■

次に注目されるのは、旧計画は中絶の自由が含まれると解される「性の自己決定権」の考え方を強く匂わせていましたが、新計画では「我が国では、刑法及び母体保護法に反し中絶の自由を認めるものではない」という但し書きが加えられました。また「中絶は避けるべき」との姿勢をあきらかにしました。

その一方で、母子の健康支援に関する施策を強化しました。注目されるのは、「母乳育児の普及」を掲げ、そのために「母乳育児の推進に取り組む自治体等の取組等の紹介」や「母乳育児普及率の調査を行う」ことを盛り込んだことです。旧計画には全くなかった「母性重視」の視点が強調されたことは評価に値するでしょう。

■女性学の排除・家庭の重視■

旧計画では「男女平等を推進する教育・学習」の一貫として「女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実」という施策があり、「社会教育の場においても女性学・ジェンダー研究に関する講座を開設するなど、女性学の振興に努める」と謳われていましたが、新計画では「女性学」や「ジェンダー研究」の文言が削除されました。



そもそも女性学とは「フェミニスト養成学」にすぎず、結婚や母性を否定し、専業主婦の生き方を軽蔑するような偏向思想を流布しています。今日3割弱の大学などでジェンダー学や女性学が必須科目化されているという指摘もあります。今後、国や自治体が従来通りに公金を使うことは許されないはずで

また、旧計画では「個人の尊厳…」謳われ、公民や家庭科の教科書の中には離婚や夫婦別姓を推奨するような記述が少なくありませんでした。新計画では「家庭生活の大切さ」を認識させる方向ですので、そうした記述も是正されなければなりません。

■「結果の平等」の排除・「個人単位」の抑制■

基本法の制定以降、「積極的改善措置」が謳われたことにより、「結果の平等」を実現するべきといった曲解が助長されてきました。しかし新計画では「機会の均等をめざすものであり、結果の平等まで求めるものではない」との但し書きが加えられています。また旧計画では「社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う」とあり、専業主婦の

「配偶者特別控除」が廃止に追い込まれました。今後は個人所得税について「個人を中心にした考えを重視する必要がある」と記し拙速な制度改革への歯止めにはなり得るでしょう。

以上のように、新計画を旧計画と比較しますと、様々な修正が施されていることがわかります。こうした修正点を具体化させるためにも、行政や教育現場の取組を厳しく監視することが求められます。実際、日教組は「ジェンダーの用語は残ったものの『ジェンダーフリーという用語を使用しての性差否定は国民が求める男女共同参画社会と異なる』と明記するなど、国際的流れに逆行する表現が盛り込まれている」と、政府の基本計画に反して、性差否定のジェンダーフリー教育を今後も公教育の場で続けていく意向を表明しています。

■残された課題■

とはいえ、新計画はフェミニズム的施策と絶縁したわけではありません。その意味で、新計画のさらなる抜本的な見直しが必要とされています。

たとえばジェンダーというフェミニズム用語を排除しなければなりません。もともとこれは性差解消を目論むフェミニストたちによって利用されてきた危険な概念です。この用語自体を排除しない限り、それにまつわる誤解や恣意的運用・解釈を根本的になくすことはむづかしいでしょう。

また、新計画は相変わらず「固定的性別役割分担意識の解消」というスローガンを掲げ、「仕事と家庭の両立支援」を施策の柱にすえています。専業主婦否定につながる「固定的意識」を根本的に解消しなければ、新計画に盛り込んだ「家庭尊重」の視点が画餅になってしまいます。

今後は基本法そのものの改廃をも視野にいれた戦いが必要でありましょう。

子供の人格形成に対する

家庭教育の重要性

元東京女子大教授 林道義

子供にとって家庭は最初の教育の場であり、親は最初の教育者である。子供の人格はまず、起居をともしにする家庭においてその基礎が作られ、子供の全生涯にわたって強い影響を持ちつづける。

以後の教育が有効なものとなるか否かは、家庭における人格的基礎が確立されているか否かにかかっている。

人格的基礎とは、人間への基本的信頼感、情緒の安定、自己をコントロールする能力、秩序感覚、他人と協力する能力等である。

昨今、家庭教育の欠如が原因と見られる子供の問題行動が増大している。犯罪者の家庭状

況を調べてみると、必ずと言ってよいほど家庭に問題があり、母性も父性も欠如していたことが明らかとなっている。また、心の病になった者の生育歴を調べてみても、母性か父性に問題があるという場合が圧倒的に多かった。

子供および大人の問題行動は家庭教育の欠陥から生じている場合が多い。今、家庭教育の質を高めないと、近い将来、日本の道德水準、ひいては人間の質そのものが著しく低下するであろう。

この問題はとくに少子化対策とも密接に関連している。少子化を食い止めるためと称して喧伝されているのが「産みやすく育てやすい社会」というスローガ



ンであり、そのためには「保育所を充実して、女性が働きやすく」することだと考えられている。

しかし保育所を作っても出生率にはほとんど影響がないことはすでに各国の経験によって証明されているし、何よりも問題なのは少子化対策が量的な発想だけで考えられていることである。

いくら子供の数を増やしても、戦力になる大人に成長しなければ使いものにならない。昨今のフリーターやニートの急増に見られるように、心身の未発達のために働かない人間が増えても、真の少子化対策にはならないのである。そして、心身の未発達が家庭教育の欠陥のために生じている場合が多いのである。少子化問題は、もちろん数の問題ではあるが、本当に大切なのは、生まれてきた子供を真に健全な大人に育て上げることである。そのためには、親を労働者として捉えて、乳幼児の母親を仕事に駆り立て、子供は社会が育てればよいと考える硬直した発想をやめなければならない。

子供を家庭で手塩にかけて愛情深く育てる体制を社会全体として確立することが望ましい。子供を家庭で安心して育てられる体制ができれば、「子供を産みやすい社会」は自ずと実現するであろう。そのためには、親を労働者とするのではなく教育者として捉え、家庭教育を立て直し充実させる方策を探っていかなければならない。長い目で見れば、子供の教育を最優先にしてこそ、少子化対策にもなれば、より良い社会と安定した経済の実現にもつながるのである。

1. 健全な身体と基礎的な人格は家庭において最も良く発達させることができる。

子供が健全な心身を持った大人へと成長していくため、また教育機



関で教育を受けて成長することができるためには、基本となる人格的要素が出来上がっていないなければならない。

人格の基礎とは、心が安定している、自己コントロールができる、自分のことを自分でできる、ルールを守ることができる、他人と協力できる、学んだり鍛えたりするために必要な精神的な強さを持っている、等である。これらの人格的基礎は幼少期に家庭の中で最も適切に涵養される。これらの要素は、基本的な生活習慣や母国語習得を例に取るまでもなく、常に起居をともにし、手取り足取りの繰り返しの中で、文字通り手塩にかえる育児によってこそ身に付けさせることができる。たとえば、箸の持ち方などの食事の作法、ボタンおかけ方などの衣服の着脱、言葉の習得、挨拶といった基本的な躰は、一対一で、愛情を持って繰り返し根気よく教えなければならない。そうしたきめ細かな教育は、愛情に支えられた家庭の中でこそ最も有効になされる。家庭教育は全人格発達の基礎である。この認識からすべての施策を出発させなければならない。

しかるに、ここ20年の間に、「母親の就労」（したがって家庭保育の欠如）が子供の発達に影響しないと結論付けた調査・研究が繰り返し出され、家庭保育を軽視する風潮を助長してきた。

しかし、それらの主な研究と称するものを精査してみたところ、すべてに重大な方法論的欠陥が見られた。

たとえば、「発達」の名のもとに考えられているのは体の発達と知的な発達だけで、情緒面については調べられていなかった。また「追跡調査」と称するものは、長くても14歳くらいまでで打ち切れ、思春期まで追跡調査したものは存在していなかった（問題行動や心の病はとくに思春期に出やすい）。また「問題行動」の判定を当の母親に任せているために客観性が保証されていな

かった。

こうしてエセ研究を基にして家庭保育を軽視し、保育を他人に丸投げする「社会的育児」を推奨するのは、親の責任を放棄したに等しい。我々はこうした家庭保育の重要性を故意に軽視するイデオロギー的「研究」の欺瞞を見破り、家庭教育の重要性をしっかりと認識していかなければならない。

2. 母性と父性の区別と分業は必要かつ不可欠である

家庭教育の望ましいあり方を考えるときに、母性と父性の区別と分業を正しく理解し、実践することがきわめて重要である。

たとえば、胎児期と乳幼児期では、母親との身体的感覚的な接触と相互作用によって子供の心が安定し、その後の発達の大切な基礎となる。これは母親によって最も有効に与えられる要素である。

またすでに乳幼児期においても、父親によるダイナミックな刺激は子供の発達と自立への準備として必要な要素である。

一般に子供は、母親から心の安定を、父親から外部世界への好奇心と刺激を期待している。数々の実験によっても、母親に対するときと父親に対するときでは、子供の反応がはじめから異なっていることが明らかにされている。たとえば、母親が相手をしているときは子供は優しい顔をして穏やかな反応をするのに対して、父親が相手をするときには子供は強い好奇心を発揮し、激しい反応をする。

このことから、親の側にも母と父とでは子供に対する態度に生得的な違いがあるだけでなく、子供の側にも本能的・生物学的に母親と父親に対する反応が異なるように設定されている可能性が高いことがわかる。

したがって、乳幼児期に母親の役割が大きくなるのは当然のことである。俗に言われる「3歳までは母親の手で」という言葉は、乳幼児期の母親の影響の大きさを表現した言葉であり、決して根拠のない「神話」などではなく、母親による保育の重要性は多くの科学研究によって証明されている。この時期に誰が育てても同じだと主張するのは、大きな間違いである。



それゆえ、母親が働いている場合には、この時期に育児休業を取ることの重要性は計り知れない。最近、父親の育児休業を推奨する者もいるが、それは保育における母親の重要な役割を否定し、誰でも代わりが務まるという誤ったイデオロギーによるものであり、その科学的根拠はまったく示されていない。

父親には子供の心の活性化をし、自立を促し、社会の決まりや自己コントロールの方法を教えるという独自の役割がある。したがって父親に母性的な保育をやらせるという誤った政策をやめて、父親本来の役割をきちんと果たすことを促す必要がある。これまで日本の父親たちはそのことを自覚しないで来たが、最近ようやくその問題が注目されるようになってきている。

家庭教育においてはいわゆる性別役割分担は必要であり、母親と父親の役割を正しく分担することを意識的に研究し実行していかなければならない。

3. 家庭で配慮すべき点は子供の年齢によって変化する

胎児期においては母胎から与えられる栄養やホルモンが適正になるように配慮し、また有害な化学物質から守られるように配慮されなければならない。乳幼児期においては適切な母（または母の代理）との安定した感覚的および心理的結び付きを通して、人間そのものに対する基礎的な安心感と信頼感が涵養され、ひいては安定した心の状態が保たれなくてはならない。少年期においては

身体的および知的能力の確実な発達を促すとともに、それらの能力を統合して使いこなす人格の統合度やコントロール度を高める教育が中心になる。思春期においては精神的な自立のための準備として、規制をゆるめつつ自己判断力を養い、リーダーシップを発揮する機会を増やし、自らルールを改善したり作ったりする訓練がされるべきである。

日本の教育改革をどう構想するか - 家庭教育の再生より

上野千鶴子氏の松山での発言

4月1日（土）のNHK番組「日本の、これから『女の怒り・男の本音 男女共同参画というけれど』」をご覧になったでしょうか。NHKの常識を疑う番組内容のなかで、とりわけゲストのひとりであった遥洋子氏の発言に特別違和感を持たれたのではないのでしょうか。彼女の師、上野千鶴子東大教授が、平成12年2月に松山市男女共同参画推進センター（コムズ）の発会式で行なった講演会の発言を再現致します。（国の基本法がどういう人達の拘わりによって作られたか、今更ながら愕然とします。）

上野千鶴子氏は、中村市長が講演前に帰るや否や、

□市長、オイオイもう帰るのかよー。...しかし松山市がよく私を呼んだものだ。東大教授という肩書が効いたのだろう。

□松江、松山、松本、松のつくところはどこもいい。私も親の面倒みなくてもいいなら松江（松本？）に帰りたい。

□昨年、多くの組合の反対の中、国旗国歌法が通った。そしてその時、男女共同参画基本法が通った。しかも全会一致で。私はその時こう思った。

「オイオイ、この法がどんなもんか知ってて通したのかヨー。」

「保守のオヤジども、地団駄踏んでくやしがらせてやる。」

□内閣府のゴーストライターに大沢真理がいる。彼女のことを“体制内フェミニスト”とよぶ。

□70年代は女が実力をつける時代、80年代はオヤジの頭を変える時代、90年代はオヤジの頭を変え女が.....の時代。2000年、今、コミュニティーに女が.....の時代、そして後はどうするか！後は！亀井静香のような信念持ったオヤジに死んでもらうだけだ！」

(これらの暴言は講演録からは削除されています。)



週刊「愛媛経済レポート」に『ジェンダーフリーの迷路』（論説主幹・林定亨氏）と題した男女共同参画の問題が連載されています。

シリーズ第22回から地元が焦点があたり、私ども『めざす会』の活動や、愛媛県の男女共同参画推進条例が制定された過程が記述されています。財界の方が読まれる週刊経済新聞ですが、読者の方から大好評のお電話や入会の申し込みを頂いております。シリーズ第23回から一部紹介させていただきます。

「加戸知事は、就任後半年、愛媛では初めての女性副知事を任命した。前田瑞枝氏。松山市出身で津田塾大と東大を卒業。エリート文部官僚だった。

「振り返ってみると、フェミニズムが体制内で動き始めたのは90年代だ。

「政治面では平成5年の総選挙で自民が大敗して野党に転落。非自民細川内閣が誕生している。自民単独政権は平成8年の第2次橋本内閣から。平成7年には阪神大震災や地下鉄サリン事件のほか、円ドル相場が80円を突破、銀行の不良債権問題など経済問題も目白押し。政治や社会、経済の目まぐるしい動きに目を取られ、社会のあり方を根底から覆すフェミニストの策動に誰も気付かなかった。

「フェミニストの大沢真理東大教授や古橋源六郎元総務事務次官などのエリート官僚OBらが『男女共同参画社会基本法』の制定準備を進め、なお野中広務内閣官房長官（制定時の役職）らが後押ししていた。

「『基本法』解説書をめくってみると、大沢氏と前田氏などの共編で女性政策と女性学についての本があるという事もわかった。また前田氏

は、フェミニストの巣窟として有名な国立女性教育会館の館長も勤めている。

「前田氏もフェミニスト大沢氏の一党だったのは、まず間違いない。」そして在京フェミニストの期待を背に、本県の副知事に就任したのは「基本法」成立1ヶ月後の平成11年7月半ば。本県では、男女共同参画推進本部長を兼務し、県民環境部（男女共同参画課）担当の副知事としてフェミニズム政策の県内司令塔となった。「県男女共同参画推進条例」制定の中心人物も、この人をおいてあり得ない。（平成18年4月3日付）

■□□事務局からのお知らせ■□□

- 今秋第4回講演会を開催の予定です。
- 1月27日（金）に愛媛大学で行われました「めざす会第3回講演会」の桜井裕子先生の講演録を同封させていただきました。
- 4月1日発売の正論5月号に桜井裕子先生が「フェミニズムの国家侵食を決定的にした朝日報道」（P338～）をお書きになっておられます。「やっぱり止まらない日教組のジェンダー・フリー教育」（p350～）と合わせて、是非お読みく

ださい。

■**学習会**は月2回開催しています。会場・日時については事務局にお問い合わせ下さい。

■ロータリー・クラブやライオンズ・クラブ、PTAや企業の研修などに講師を派遣しております。

■**会員**になられて1年になられる方には、振替用紙を同封しております。更新の機会にご家族やご友人にもご入会いただけますようお願い致します。

年会費はおひとり1,000円です。新しい方のお名前は通信欄にお書き下さい。

【編集後記】

●4月2日（日）自由民主党香川県支部連合会青年局・青年部主催「女たちの討論会ぶつとばせジェンダーフリー！ & 皇室典範改正問題シンポジウム」があり、めざす会関係者も10人ほど出席致しました。衆議院議員西川京子先生、稲田朋美先生から、「第2次基本計画」制定にいたるまでの生々しい戦いの様子や、また準備中の「食育基本法」や、「大家族推進法」の企画のお話など伺いました。●堂本知事が千葉県議会に上程していた「男女共同参画センター」設置条例が、3月24日の議会で自民党の反対で否決されました。このセンター設置の予算として5,900万円が計上されていました。男女共同参画事業はフェミニストの利権と化しています。税金の無駄使いである男女共同参画行政に風穴を開ける快挙と言えましょう。

健全な男女共同参画社会をめざす会

会長 小笠原ミワ子

〒790-0931松山市西石井1-3-30

電話090-3181-4004 FAX 089-964-3903

メール t64r59@bma.biglobe.ne.jp

Copyright © 2009, 健全な男女共同参画社会をめざす会, All Rights Reserved.